

確定申告書第2表（ホームページ掲載時点での様式となります。）

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者 の特例	配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額	特定配当等・特定 株式等譲渡所得の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法	
	円	円	円	円	<input type="checkbox"/>	特別徴収	自分で納付
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※特定配当・特定株式等譲渡所得のすべてを申告不要制度を選択する場合はチェックしてください。

市民税・県民税で特定配当等・特定株式等譲渡所得のすべてを申告不要とする以外で、所得税と異なる課税方法を選択する場合（個人市民税・県民税では一部のみ申告するなど）には、従来どおり、市民税・県民税申告書の提出が必要です。